

第Ⅱ篇

井原市の社会構造と 井原地区スモン

これまでの章で、井原地区スモンが多発した社会的要因が明らかにされた。そこで、以下の章では、そのような井原地区の社会のしくみはどうなっているのか、市や県、政府などはどういう対策をたてたのか、被害者や被害者以外の市民はどういう対応を示したのかを見ることにした。

第4章 井原市の社会的特質

第1節 地理的歴史的概況と産業上の特色

井原市は、昭和28年4月1日に、岡山県後月郡井原町を中核とし、近隣の3町7カ村を合併して、人口39,433人で発足した市で、同じくスモン患者が多発した後月郡芳井町と隣接している。45年10月1日現在の人口は37,819人と、市制施行時より減少している。

46年度『井原市勢要覧』によると、井原市の人口は毎年自然増が300人前後あるが、総人口は、40年にくらべても、45年10月1日現在で1.7%減少しているのは、社会減少が多いためと思われる旨が記されており、毎年、かなりの数の転出者のいることが示唆されている。

地理的には、岡山県の西南部にあって、北辺を吉備高原に、南部を丘陵性山地にはさまれ、その間の広く開けた平坦部の中央を東へ向けて流れる小田川流域に市街部が形成されるという盆地状の地形を示している^①。

このような地理的条件の上に、交通機関としては、井原市と笠岡市の間を走る井笠鉄道(通常1時間に1本、通勤時2本、明治44年7月開設、昭和46年3月31日廃止)と、福山市、笠岡市、矢掛町、倉敷市と奥地を結ぶ旧山陽道沿いのバス路線^②があるだけという他地区へ出る「足」の不便という条件が重なって、この地区の性格を閉鎖的にする要因の一つをなしていたと考えられる。

これは、この地の産業のあり方とも関連することである。

この地区を産業面で特徴づけているのは、数百年の歴史をもつ綿花、藍の栽培の上に成り立つ織物産業であり、この地は、これまで、中京地帯と並び称される西の織物地帯とみなされていた。井原市内にある製造業関係事業所の8割近くは織工業で占められている(第4-1表)ことから、この地が繊維産業で特徴づけられていることはわかる。繊維産業の繁栄を支えてきたのは、九州や山口などから出稼ぎに来ている女子労働者と、家庭での下請を副業とする農家の労働力とである。しかも、これは、従順な労働力なのである。すなわち、前者について言えば、この地で最古最大のタカヤ織物で、昭和31年に、近江絹糸争議に匹敵する「タカヤ争議」が、私信開封事件に端を発して展開されたが、まもなく完全に壊滅した。その背景には、警察官生活をやめて井原市に入り、当時総務課長であった現市長が 市長に協力したことがあると云われる。その後は、そうした繊維労働者の立

上りはみられない。

また、副業農家に対しては、仕事をおろすのとひきかえに、繊維業者の指示のままに動くことが、暗黙に、ときには言葉で要求された。

われわれが、2月に患者の聞き取り調査をしたとき、患者が、「この土地は閉鎖的だから」という言葉を口にするのを幾度か耳にしたが、そのような地域の性格は、理由もなく生まれたものではなく、盆地で交通の便が悪く、こじんまりとまとまった地域の中で特定少数の繊維業者に支配されて生活するのが習性となって作り出されたとも考えられるのである。

製造業の中で、繊維に続いて大きいのが機械工業であるが、このほか、市制施行後は、市行政が、建設・土木事業を手篤く保護したため、建設業が急速に伸びを示している。井原市の建設業は、かつては組の組員であったといわれ、現在は市議会の副議長で、44年に市議に初当選した
が掌握している。建設業の伸びは、第4-2表に示されている。

製造業以外の面で井原市の産業構造がどうなっているかについてもみておこう。第4-3表は、井原市の産業別人口であるが、これによると、昭和40年に31.0%であった農業が、45年には、22.6%に減少し、一方で、これまで見てきた製造・建設業が、43.7%から48.7%へと増加している。これは、井原市が、40年3月に、瀬戸内海工業圏のうちの「備後工業整備特別地域」に編入されて工業化の方向をはっきりとったことによるものであろう。そして、先に見た地理的条件にもとづく地域の閉鎖性は、この工業化の影響をうけて、幾分変化を示しはじめているようである。

第4-1表 井原市内製造所関係事業所内訳

昭和42年12月1日

産 業 名	昭和38年			昭和39年			昭和40年			昭和41年		
	事業 所数	従業 者数	出荷額 千円	事業 所数	従業 者数	出荷額 千円	事業 所数	従業 者数	出荷額 千円	事業 所数	従業 者数	出荷額 千円
総 数	863	9052	9,750,980	862	9,386	11,078,240	883	9,439	11,946,370	881	9,508	14,450,500
食料品製造業	59	315	368,620	54	305	402,790	53	293	498,050	54	298	539,260
繊維工業製品製造業	573	4,915	4,496,500	579	4,957	4,545,530	585	4,797	4,997,990	590	4,583	5,934,390
衣服その他の 繊維製品製造業	115	1,774	2,294,190	114	1,844	2,598,160	120	2,033	2,944,920	114	2,146	3,583,870
木村木製品製造業	29	318	395,610	27	321	442,290	29	307	464,410	26	298	595,320
家具装備品製造業	15	49	34,200	19	60	43,400	20	58	55,290	19	63	77,600
パルプ紙 紙加工品製造業	4	48	54,980	5	55	113,470	4	48	95,000	5	49	157,280
出版印刷及び 類似品製造業	7	61	22,740	7	64	24,680	7	67	31,280	9	75	38,430
化学工業製品製造業	3	x	x	4	38	44,750	4	47	49,750	7	59	73,930
窯業土石製品製造業	9	43	18,370	7	31	18,760	8	34	25,540	7	47	26,460
鉄鋼製造業	—	—	—	1	x	x	—	—	—	1	x	x
非鉄金属製造業	1	x	x	1	x	x	1	x	x	1	x	x
金属製品製造業	7	53	80,000	8	65	156,220	5	35	67,280	8	57	266,480
機械製造業	14	285	443,140	11	311	714,200	16	295	451,130	10	286	632,880
電気機械器具製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
輸送用機械器具製造業	10	1,012	1,368,000	10	1,163	1,777,870	14	1,231	1,974,070	15	1,287	2,148,680
ゴム製品製造業	3	18	2,650	2	x	x	2	x	x	4	36	10,870
その他の製品製造業	14	52	26,540	13	69	61,280	15	86	129,670	11	78	93,020

出所 43年版井原市勢要覧

第4-2表 井原市産業別事業所数

45年7月1日現在

産 業 別	昭 和 4 1 年		昭 和 4 4 年	
	事 業 所	従 業 者	事 業 所	従 業 者
総 数	2,259	15,119	2,527	16,103
農 林 水 産 業	1	x	6	38
鉱 業	2	x	1	6
建 設 業	95	614	114	732
製 造 業	827	9,386	994	9,845
	849	2,580	833	2,556
金 融 ・ 保 険 業	20	278	18	336
不 動 産 業	8	13	54	55
運 輸 ・ 通 信 業	33	445	43	591
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	4	89	4	66
サ ー ビ ス 業	420	1,706	460	1,878

出所 46年版井原市勢要覧

第4-3表 井原市産業別人口

10月1日現在

産 業 別	昭 和 4 0 年			昭 和 4 5 年		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	21,095	10,532	10,563	21,611	11,004	10,607
農 業	6,537	3,772	5,260	4,891	2,309	2,582
林業および狩猟業	4	4	—	7	7	—
漁業および水産養殖業	4	3	1	4	2	2
鉱 業	18	17	1	9	8	1
建 設 業	519	497	22	1,072	1,011	61
製 造 業	8,691	3,534	5,157	9,448	4,117	5,331
卸売業・小売業	2,317	1,282	1,035	2,677	1,362	1,315
金 融 保 険 業	181	120	61	197	110	87
不 動 産 業						
運 輸 通 信 業	725	615	110	936	837	99
電 気 ガ ス 水 道 業	74	67	7	58	51	7
サ ー ビ ス 業	1,672	824	848	2,200	967	1,062
公 務	352	291	61	283	223	60
分 類 不 能 産 業	1	1	—	—	—	—

出所 井原市市勢要覧46年版(45年は地方集計)

第2節 井原市の行財政

井原市は、昭和28年の市制施行以後、二人の市長を迎えている。初代は、28年4月から40年4月までの12年間市長をつとめたが、その間に、あとを引き継いで2代目市長が、助役になっている。助役から市長になり、44年に、対立候補なしの無競争で再び市長になっている。

市議会は、46年4月現在24名をもって構成されているが、公明1、社会1を除く全員が自民党系議員であり、全国でも珍しい保守一色の議会構成である。

財政については、『市勢要覧』^⑥で、「昭和28年4月の市制施行以来、昭和29年度において830余万円の赤字を生じたが、自主再建計画により、昭和30年度31年度において再建を完了し、以後健全財政を堅持して現在にいたっている」と報告されている。31年度といえば、丁度、タカヤ争議の年であるが、タカヤ(株)をはじめとする市内の繊維・機械工業者の負担する市税が大きな役割を果たしたことは考えられる。

市内企業家達が、市行政に大きな発言力をもつことは、市財源に対するその貢献度からすれば十分ありうることだが、発言力が最大と言われるタカヤ織物は、この地区の繊維業者が戦争によって盛衰を続ける中で、生きのびて大きくなった稀な例であることは注目に値する。

ところで、現在の井原市行政に対して、井原市内の商工業者が大きな発言力をもつには、ほかに理由がある。彼らの中から、代議士や県会議員が送り出されていることが、もう一つの理由として考えられるのである。

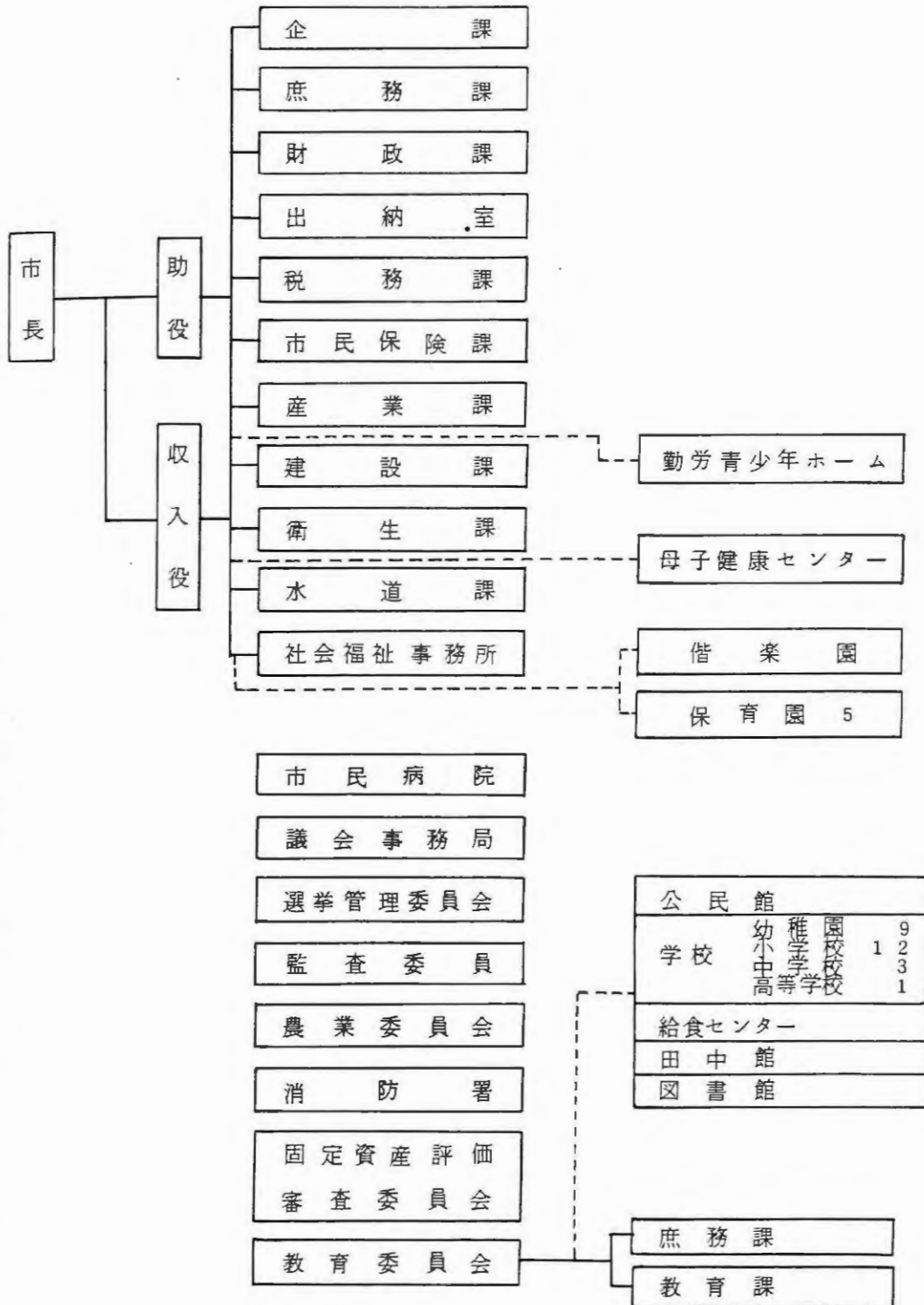
なお、昭和41年度の一般会計歳入額中で市税が占める比率は35.2%、寄付金が2.9%、市債7.5%^⑧44年度では、市税28.0%、寄付金3.3%、市債7.9%であり、その財源の多くは、市内商工業者により負担されているものと思われる。歳出で目立つのは、41年度では土木費が12.7%、災害復旧費が16.2%と大きく、44年度では、土木費が20.2%にも伸びていることである。井原市は、市制施行の頃から、都市建設事業の重要な一環として土木事業の振興に力を入れていたということは、市制施行後20年近く経た今日にも受けつがれているということなのである。

つぎに、井原市民病院についてみていこう。井原市民病院は43年版の『井原市勢要覧』では、市

の機構図の中で、市長の直接的管理を受ける組織として示されているが、46年版の方では、議会事務局や教育委員会などと同じく、市長の直接的管理からはずされている。しかし、その経営方針については市条例によって、「病院事業は常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならない」(43年12月25日改正条例35)と、はっきり規定されているように、経済性の発揮が第一目標となっている。この方針を受けて、市民病院の経営ぶりは、それがスモン病院といわれて一般外来患者が激減したときに、はじめて大幅な赤字を示したという「健全」さである。しかし、公立病院は、一般には、採算を度外視した診療や医師不足に伴う患者の減少のため、赤字経営は珍しくないと言われ、岡山県下の20市町村でも、45年度に、15市町村の公立病院が赤字だということである。井原市民病院は、この中には入っていないのである。われわれが面接した病院職員の一人は井原市民病院が黒字経営であったことについて、職員の過重労働がそれを支えていたのだと指摘していた。

しかし、市民病院職員に過重労働を強いても、一方で「市長へ手紙を出す運動」方式を採用したり、芳井町へのダム建設を「井原の水がとられるから建設反対。自分は井原を愛している」という言葉でとりやめさせるなど、人々の心をつかむこと^⑪のうまい市長に、市民は従順であるし、また、労働者に対しては苛酷な弾圧を加えても、他方、市の会館や学校施設に多額の寄附をする市内の大企業家に対し、市民は、一般に、恩義を感じている。

井原市機構図



出所 46年版『井原市勢要覧』

第3節 権力構造の特徴

井原市の階層構成の特徴のあらましはこれまでのところに出ているが、まとまった形では述べていないので、井原市の社会分析を終るにあたり、まとめておこう。

このように、権力機構が複雑で、また、地域の構造も、これまでにみたような特徴をもつ井原市において、スモンが発生したときどういう対策がとられたのかをつぎにみよう。

「文献及び注」

- ①井原市教育委員会編『井原市史』昭和39年
- ②井原市『井原市勢要覧』46年版
- ③井原商工会議所『特定商工業者名簿』1971年

- ⑤前掲『要覧』

- ⑥ 43年版『要覧』
- ⑦ 旬刊ニニ井原 昭和41年6月21日号
- ⑧ 前掲43年版『要覧』
- ⑨ 山陽新聞 1971. 7.19
- ⑩ 井原市『井原市年表』

⑫ ニニ井原 44年3月11日

⑬ ニニ井原 45年7月21日

第5章 各種行政体のスモン対策

第1節 井原市当局のスモン対策

まず、井原市当局の、井原地区スモンをめぐる^①とった対策を関連事項も含め、年次別にまとめてみよう。

4 2. 1 0. 2 0	市民病院 院長、市長の要望にこたえ、「いわゆる『スモン病』について」のパンフレットを作成し、井原市及び隣接芳井町に全戸配布。「発病に関与しているのはビールスと推定」という一節を含む。
4 2. 1 0. 2 4	井原市上水道建設工事起工式。
4 3. 4. 1	市に水道課を新設
4 3. 4. 3 0	市民病院の 医師、市民病院のスモン症例を「県下一病院」の症例として、県医学会で発表。低栄養との関連を示唆し、 協力に対する謝辞あり。
4 3. 1 2. 1	井原市水道給水開始。
4 3. 1 2. 5	市、 市長名にて、「いわゆる『スモン病』の対策について」の陳情書を作成し岡山県および政府に提出。11月1日付の患者代表の市長に対する陳情を受けた形。上京のついでに、市長、地元出身 代議士にも面会し、スモン予算の件などの確約をとる。
4 3. 1 2. 1 0	岡山県市長会において、 市長、スモン病について説明。
4 4. 1. 1 0	市民病院 院長、「『スモン病』に関する概況について」をまとめる。市民の要望にこたえたもので、予後の不安な患者に対する社会の理解をもとめ、医療費が高額なことを指摘。

4 4. 1. 1 4	井原市長、湯原市および新見市のスモン担当者と会合し、岡山県スモン病対策協議会を結成し、同日、県当局や県議会に対し、口頭で陳情。
4 4. 1. 2 9	岡山県スモン病対策協議会、県当局および県議会に対し、文書による陳情。1月14日の口頭陳情と同内容のもの。
4 4. 3. 1 0	井原市広報、「スモン病ととりくんだ1年間」という手記を発表。井戸水使用地域に多発とし、水との関係を示唆するもの。
4 4. 3. 1 1	定例市議会にて、スモンに関連する詳しい質問あり。
4 4. 3. 1 5	スモン病に罹患した市職員の取り扱いについて市条例を改正。結核患者なみとするもの。
4 4. 3. 1 5	定例市議会にて、スモン病対策の確立について決議。
4 4. 3. 2 0	市民病院院長、中小企業労働改善協議会にてスモンについて講演。
4 4. 3. 2 3	市民病院医師、井原町下町婦人会で、スモンについて講演。
4 4. 4.	井原市民病院、「井原市およびその周辺地域における腹部症状を伴う、脳脊髄炎症について」という報告書をつくり、医師会など県内医療関係者に参考資料として配布。
4 4. 4. 1 4	市長、通院在宅スモン患者を見舞う。
4 4. 6. 1 9	定例市議会にて、スモン病特別委員会設置決議される。
4 4. 6. 2 7	市長上京し、「重症度スモン病患者の『看護』の給付等に関する陳情」書を政府に提出。

4 4. 7. 3	市長、NHK主催の「スモン病について厚生大臣との対談」に出演。
4 4. 7.	岡山県立井原高等学校、「スモン病について」というパンフレットを生徒に配布。ウィルス説ではあるが、斗病によってスモンにうちかつことを可能とするもの。
4 4. 8. 2 9	市長、「スモン病の医療施設等国費負担に関する陳情」書を提出。
4 4. 9. 1 0	岡山県立井原高等学校、再び「スモン病について」のパンフレットを作成し、生徒に配布。
4 5. 1. 2 4	市当局、岡山県地方課長に「井原市民病院の現況と概要」を提出。
4 5. 2. 2	市議会、「スモン病治療病院の経営赤字に対する特別措置に関する陳情」書を作成し、政府に提出。
4 5. 6. 1 9	市議会、スモン病撲滅に取りくんだ市民病院の全職員に対する感謝決議を行なう。
4 5. 9.	市長、定例市議会で、スモンのキノホルム原因説に関し、岡山県下の多発はキノホルム説では説明できぬと答弁。
4 6. 6. 2 1	市長、スモン病対策委員会で、6月16日の朝日新聞の、井原のスモンに関する記事に言及し、スモンの原因はキノホルムでないことたえ、これが翌日の山陽新聞に掲載され問題となる。
4 6. 7. 2	市長、上京し、厚生省に、スモン調査研究協議会疫学班保健社会学グループの調査がキノホルムを前提として来るのならば調査に協力せぬと口頭にて申し入れ。
4 6. 7. 7	市長、スモン調査研究協議会甲野会長と、同協議会保健社会学グループの宮坂教授にあてて、保健社会の調査に関連し、不審の点ありとして納得ゆく説明をするよう文書によって申し入れ。

4 6. 7. 1 2	7月8日ごろより岡大第一内科に入院中の市長は、この日スモン調査研究協議会保健社会学グループの代表の訪問を受けるが、市と市民病院の調査はことわる。
-------------	--

この表は、井原市のスモン対策が、①スモンの原因が不明のときからウィルスが疑われはじめた時期②島田助教授らにより感染説が「確立」された時期③キノホルム説出現後の3時期で変化していることを知る手軽な資料だ。

すなわち①の場合、市当局が何らかのスモン対策をとったのは、初発からかなり時がすぎた42年10月に入ってのことである。このとき、市民病院院長が、スモン病に関するパンフレットを作成し、これを井原市と隣の後月郡芳井町に配布しており、パンフレットの中に、「市長の要望にこたえて作成」と記されているのである。

しかし、市民病院院長が、この中で、「発病に関与しているのはビールス」と推定していたことから、市民の間に、それまで、「スモンはうつるのではないか」と疑問の形で広まっていた説に、「スモンはやはりうつるのだ」という確証を与えたことになり、市民の患者に対する差別や、市民病院の一般外来患者の減少という形をとって、その影響があらわれた。さらに、九州や山口などの他県からの労働力で支えられている井原市の工業界に求人難のおそれさえ出てきて、パンフレットの波紋は、予想外の大きな広がりを示した。

この間の事情を、44年6月の市議会定例会でのスモンに関する質問への答弁の中で市長が明かにしているので少し引用しよう。

「スモン病が……まあ井原市が多発地帯でございます。井原市に多発していることは勿論でございますが、井原市は求人地帯であるのですからそのことをあまり大きくいうことは井原市の求人がいけばやはりおかしな奇病があるというようなことで求人にもさしつかえるではないかというようなことがあります。ただいまの他への働きかけを控えておったような点があることは事実でございます。が、しかしながら昨年(43年…引用者注)の5月頃になりますと、これは、もう放っておれないというような気がぼつぼついたしてきたわけでございます。」②

42年10月のパンフレット配布直後に、市は、上水道建設工事に着手し、翌年12月には市の一部地域に対する給水を開始しており、③これはウィルス感染対策だといわれている。しかし、上水道工事についての案は、スモン発生とは別に、既定の計画であったということであるから、直ちに「スモン対策としての上水道建設」という表現はできないだろうが、スモンの多発がこの工事の完成を促進させたということにはなるろう。

43年12月5日に、市長は、患者から陳情を受けたという形をとって上京し、政府に陳情書を提出し、政府関係者の間を陳情してまわった。44年4月には、市長選挙をひかえたときでもあった。礦物業者など地元の上層階層の人々は、市長の陳情などの一連の目立つ行動を、<スモンの井原市>を宣伝することであるため必ずしも好まなかったが、地元有力者の身内の人たちもスモンにかかったことや、スモン多発が、市民一般の間にひきおこした不安の大きさは、市長をして陳情にふみきることの方を有利と判断させたのである。

12月5日の陳情の状況を、市長自身の発言から少しみてみよう。

「結局そのときにもう大体このスモン病というのは終りかけた時分だと、こういう厚生省は見解をもっておりました。が、しかし、これがやはりそうではないんだという、ま、陳情書の実情を申し上げ、その当時やはり新患それから健康者にもぼつぼつ出ておりますと申し上げまして、ま、岡山県のうちで四・五百 - はおるかもしれんところというようなことを申し上げましたところが、これはまあ大変だというようなことも
申しておられました」^④この陳情時、市長は、地元出身の代議士の所も訪れ、政府が調査費として計上中の300万円の予算を通すことへの力添えを頼んでいる。

◎の時期は、井原市広報44年3月11日号に「スモン病にとりくんだ一年間」という一文がのせられ、第I篇で示したように感染説が「科学」的に「確立」されたときに始まる。丁度開催中の定例市議会で市長は、スモン病に関する質問に答える中で、この文章に触れて次のようにいっている。「
月に3回ですか、来てくれましてやっておるんでございますが、一応の結果というか、現在における所感というものは、いまから20日ほど前でしたか手記のようなもので書いてもらったのでそれを広報に出すことにいたしました。きよりの広報に出ておると思うのです。感染するとしても、感染はしておるかもしれんが発病するというのは本人の体質によるんだと、こういうようなことが主体になっておるようです。それからビールスというのは感染すればそれで抗毒素というか免疫ができるらしい。であるから、井原の市内の者はもうそれほど発病しないであろうというようにいわれ方をしております」^⑤

44年3月15日の定例市議会は、スモン病に罹患した職員のとり扱いについて、市条例を結核患者なみとすることをきめ、同じく、スモン病対策の確立の決議をした。

しかし、ウィルス感染を前提とした発言や、市民病院職員からのスモン患者に結核患者に準じたとり扱いをきめたことは、市民の不安をはずめたいとした市当局側の意図とはことなって、うつる病気としてのスモンに対する恐怖をさらにおおることとなり、就職希望者が激減、すでに就職している従業員からの退職増加、ブドウ出荷へのえいきようなどが現れた。^⑥

だが、人口4万の小さな自治体の市長としては、市独自の対策はとれず、スモン対策を何とかするようにと市議会でつきあげられ、6月定例議会で「要約いたしますととにかく市で何かやれとこういうようなことでは、特に見舞いに行く程度がいまのところでは段階ではないかと。ただし、国に対しては要求すべきものはどこまでもやるとこういうことであろうと考えます」と答弁せざるをえなくなっている。

44年4月に、市長は、通院、在宅のスモン患者を見舞った。その他には、もっぱら岡山県や政府に対する陳情に頼っているわけで、この答弁はそうした事情をよく反映している。だが、前出の表に見られるような井原市からの矢継早の陳情が、この当時の政府のスモン対策に影響を与えたことも無視できない事実である。それは、のちの「政府の対策」の箇所と読みくらべるとはっきりするだろう。

44年後半に入ると患者発生は激減し、45年6月の市議会では、スモン病ぼくめつに取り組んだ市民病院の全職員に対する感謝決議を行なっている。

45年9月に、新潟大学権教授のキノホルム原因説が出されたのを受けた厚生省が、キノホルムの販売一時中止、使用見合せの方針を出すと、⊖の時期に入る。すなわち、井原市議会の9月定例会で早速キノホルム使用状況についての質問が行なわれている。質問者は、公明党の議員である。これに対し、市長はキノホルムとスモンの関係について次のように述べているのである。「スモン患者……井原市ばかりではない岡山県下での大体の調子では、キノホルムを常用している患者からのスモン患者の数字とそえからそのキノホルムを常用していない者からのスモン患者の発生率というようなのは、どちらかという井原市の場合に皮肉なことにキノホルムを常用しておらない数のほうが大きいという。でありますから、岡山県下におけるところのキノホルムに対する神経質的な取り締りはしたくないというのが大体の考え方です。がしかし、厚生省の薬務局の方から『キノホルムは当分使わんようにせえ』こういうようなことをいうてきたので、そういうんならそうしようかという不承不承の態度でもう売らないようにしようというのが態度でございます。(中略)だけど岡山県の統計の中から考えますと、キノホルムには間接的な影響は何ぼうかあるかもしれませんが、それが中心でスモンだということには考えておらない。こういうのが岡山県下における医者のもので考え方でございます」^⑦

市長のキノホルム原因説に反対する強い姿勢はその後も続き、46年6月22日には、山陽新聞が、スモン病対策委員会でキノホルム説を否定した市長の発言を大見出しでのせている。この記事をめぐるのは、市長は、「非公開の委員会に知らん間に新聞記者がもぐりこんでおって、それがでたらめを書いた」^⑧と大いに慌て、怒った(われわれは、そのときの委員会の記録を見せてくれと議会議務局に市会議員を通じて要望したところ、「非公開であるから記録は見せられない。市長の発言は、医学のことのわからない政治家が言ったことなのだから……」という返事であった^⑨。

市長が、その場で、はっきりした言葉でキノホルム説を否定したかどうかは別として、委員会では、6月16日の朝日新聞が、井原のスモンと井原市民病院におけるキノホルムの多量使用との関連を指摘する記事を掲載したことについての質疑応答がなされていた。

また、市長は、その後、7月に、井原地区の調査をしたわれわれ保健社会学部会からの調査団に対して、上記朝日新聞の記事が作成される上で、基礎的な資料を保健社会学部会が提供したのではないかということを経由して調査を拒否した。だが、ホンネは、キノホルム説を前提として来るのならごめんだということだったようだ。すなわち、われわれが、井原地区調査を申し入れて、市長が市と市民病院の調査はことわるとして語った言葉の中に、そのキノホルム否定の論が次のように述べられた。「市民病院の職員はスモンの最盛期に命がけで働いたのに、キノホルム説では、まるでスモンの製造犯人のような扱いだ。当時の事情を知らないよその人間になんだかんだといってほしくない。(市民病院の医師がキノホルムを大量投与したというのは)学理が優先して人情を知らないものだ。キノホルムなら、うつらないから良いではないか、という意見もあるが、医療従事者のことを考えてない発言だ。キノホルム説が出てから、医者と患者の間に不信感が出てきて困る。結果を大きく新聞に発表するようなことはしないでほしい。あまり騒いで市民病院の評判がさがると医者が来なくなる」^⑩

井原市長にとって、スモンの原因がキノホルムであると困る理由は、この発言によって、ほぼ明らかだろう。すなわち、表面に出されているのは、市職員の心情を思いやりの発言であるが、これは、たどっていくと、そのために医者がやめ、代りの医者が来なくなって、市民病院の経営が不振になることを憂慮しているのだということ、また、市長管轄下の機関の職員のおかした誤りであるので、明らかになれば、市長も、行政責任を免れられないのではないかということの2点が浮かびあがる。そこにも、感染説を主張している岡山大学第一内科の人事面での影響力があることは十分考えられる。市長は、「井原スモンの会に全国スモンの会がはたらきかけているが、裁判になれば自分は受けて立つ」とも語っていた。

第2節 岡山県のスモン対策

岡山県がとったスモン対策をつぎに見よう。これも年次別に整理してみると、以下のようになる。

4 3.1 1.1 1	岡山大学に要請し、医学部内に「非特異性脳脊髄炎症調査研究会」を設置。原因究明、診断、治療方法の研究のため。
4 4.1~ 2.2 8	保健所における患者の実態調査を実施。
4 4. 2.2 6	防疫課長、現地調査のため訪井。
4 4. 3.1 8	公明党 県議訪井。
4 4. 4.2 1	県衛生部のSMON実態調査および岡大医学部の調査研究会報告第一報発表。
4 4. 4.2 2	岡山県スモン病対策協議会準備会開催。
4 4. 5. 1	岡山県スモン対策協議会発足。構成は、岡大医学部、県医師会、井原市長、湯原町長、県関係者など。
4 4. 5.~	「岡山県スモン防疫対策実施要領」を定め、県医師会の協力により届出制度を実施
4 4. 9.1 6	岡山県内への労働者供給県に対し、スモンは伝染しないという文書を送付

4 5. 1 0.	患者に対し、スモン治療用薬品を購入し、医療機関を通じ、患者に配布。治療の研究とともに患者負担の軽減をはかるため。
-----------	--

われわれが、県関係者から入手した資料^⑫による限り、岡山県当局がスモン対策でとったのは以上のようなものである。

県のスモンにとりくむ姿勢がどのようなものだったかは、県の笠岡保健所長の次のような発言にあらわれているといえよう。すなわち、「保健所は伝染病予防法で働いているのであり、スモンは『その他公衆衛生』の項に入るために予算がなく、スモンでは保健所は動けないのだ。スモンでした仕事は、井原市民病院と笠岡市民病院に出かけてカルテ写しをし、その資料を県に提出したという下請仕事をしたただけだ。その資料はここにはまったく残っていない」^⑬。

笠岡保健所が「した」といっている「下請仕事」は、実は、県が、スモン調査研究協議会に提出する個人票を作成する仕事であったのだ。したがって、保健所は、スモンに関しては、政府委託機関の「下請仕事」を1度しただけであったということになる。

県当局については、45年10月に実施した治療研究用薬剤配布の件を考えてみる必要がある。薬剤名は、笠岡保健所の『昭和45年度・業務概要報告書』の中で、アデホス、ナイクリン、アブラクタン、ビオタミン、ハイコパール、ピタメジン、ACTHZ、プレドニン、ベトネラン、ニコリンなどだと報じられている。45年に、従来は優秀な整腸剤とされていたキノホルムを、厚生省がスモンの原因ではないかということで販売中止措置をとった直後に、スモン多発県の県当局が、多種類の薬剤をスモン患者に、配布したということがある。患者の経済的負担を軽減するためだったと云われているが、「薬害」としてのスモンという新しい状況の出現に対し、認識を欠いていたことを示しているのではないだろうか。前に引用した井原市長の議会答弁からも、県のそうした体質はうかがえるであろう。

第3節 政府のスモン対策

最後に政府の対策についてのべたい。

われわれの今回の調査は、政府の政策を主として調べたものではないので、ここでも、井原のスモンと関連する範囲内での政府の対策にふれておこう。

関連事項を年次別にまとめてみると次のとおり^⑭。

4 4. 2. 4	厚生省 防疫課長ら、現地調査のため訪井。
4 4. 3.	公明党 議員、訪井。
4 4. 4.	厚生科学特別研究費 500万円をもってスモン研究班発足(班長 中野礼作予研ウィルス中央検査部長)。全国のスモン患者の実態ならびに病原に関する研究のため。

4 4. 4. 5	井原出身の代議士、訪井し、スモン対策に本腰入れると発言。4 3. 1 2. 5の井原市長陳情を受けたもの。
4 4. 4. 2 6	厚生省課長補佐一行、現地調査のため訪井。
4 4. 8. 6	科学技術庁、特別研究促進調整費3 0 0 0万円を「スモンの病因と治療に関する研究」にあてることを決定
4 4. 9. 2	スモン調査研究協議会結成され、第一回総会、岡山市にて開催。
4 4. 9. 3	厚生省公衆衛生局長やスモン調査研究協議会員ら、岡山県内の多発地を視察。
4 5. 1. 3 0	スモン調査研究協議会研究費、昭和4 5年度分、5 0 0 0万円とみとめられる。
4 5. 3. 3 0	衆院予算委でスモンに関する質疑あり。総理、厚生省に積極的に検討さすと答弁。
4 5. 4. 6	参院予算委にてスモンに関する質疑応答あり。
4 5. 5. 1 1	衆院社労委で、全国スモンの会会長とスモン調査研究協議会会長を参考人として呼び、スモンに関し、討議。厚相、「概算要求は与野党力を合せてしてほしい。ただし、スモンの伝染性を印象づけない形で」という趣旨の答弁を行う。
4 5. 9. 7	厚生省、薬事審議会の答申にもとづきキノホルムの販売一時中止、使用見合せを全国都道府県に通達。
4 5. 9. 8	スモン調査研究協議会、キノホルム服用との関係でスモン患者の追跡調査を開始。
4 6. 1.	昭和4 6年度スモン調査費5 0 0 0万、特別調査費5 5 0 0万が決定。
4 6. 2. 2 3	衆院予算委にて、スモン研究費の用途をめくり質疑応答あり。
4 6. 3. 1 ~ 2	スモン調査研究協議会班会議、総会、開催。キノホルム原因説が大勢をしめながらもウィルス説主張者もいたことで、原因についての結論は保留となる。

4 6. 6. 2 9	スモン調査研究協議会、幹事会、開催。終了後、 会談。
4 6. 7. 1 1 ~ 1 9	スモン調査研究協議会保健社会学部会、井原地区スモンの調査を実施

政府の対策は、井原市長が陳情を開始したのちにそれを受けてはじめられたが、44年から45年にかけて調査班を結成し、予算を配分して原因究明をすすめる態勢をつくったテンポは、他の原因不明の疾病にくらべれば早いし、キノホルム説が出てきたのちの販売一時中止措置も、政府にしてみれば迅速だったという評価を受けている。しかし、政府の、比較的積極的に積極的な姿勢は、政府委託のスモン調査研究協議会が、原因を確定する段階でそれまでの意欲的だったとりくみを停滞させがちになってからは、あまり進まなかった。

スモン調査研究協議会の46年3月の総会でも、原因は保留とされ、原因を確定する上で必要な医師たちによる井原地区の調査も、第3章でのべたように、朝日新聞(46.6.16)が大きくとりあげるまでは、計画にもはいていかなかった。

46年7月には、同協議会の保健社会学部会が、保健社会学的観点からの井原地区調査を実施したが、その実施をめぐるのは、協議会内部において、延期した方がよいという動きが一部に出て、それが同部会に影響し、同部会内においても、延期を主張するものがあらわれたりしたのである。同部会では、最終的には、全員がそろって調査を実施したが、その報告書は、調査終了後、約2カ月を費して、ここによく出されようとしている。

政府が委託したスモン調査研究協議会が示しはじめた遅れがちの仕事ぶりも、しかしながら、これ以上に遅れなかったのは、患者の、問題解決を望む声が強かったからである。だが、それにしても、第1篇で指摘したような問題解決を結果的にひきのばしている研究者たちの責任はきわめて大きいといえよう。また、それは、協議会にも責任のあることだといえよう。

〔文献及び注〕

- ①資料は、井原市年表(井原市)、井原市スモン対策表(井原市)、ニュー井原、議会議事録など。
- ②議会議事録
- ③本報告書第2章を参照
- ④議会議事録
- ⑤議会議事録
- ⑥山陽新聞昭和44年9月4日
- ⑦議会議事録
- ⑧議会議事録
- ⑨ 談
- ⑩ 市長談(1971.7.11)
- ⑪ 市長談(1971.7.11)

⑫資料は、『スモン調査研究協議会研究報告書№.5』46年7月岡山県『スモン対策について』
昭和45年11月

⑬岡山県笠岡保健所長談

⑭資料；スモン調査研究協議会『スモン調査研究協議会研究報告書№.5』昭和46年、第63
回国会衆議院予算委員会議録 45.3.30、第53回参議院予算委員会議録 45.4.6、第
63回国会衆議院社会労働委員会議録 45.5.11、第65回国会衆議院予算委46.2.23

第6章 患者の対応と市民の認識

本章では、政府や研究者をつきあげスモンの問題解決のために大きな力となってきた患者が、井原ではどのように問題に対処し、また患者をとりまく市民の対応がどうであったかを見ていきたい。

第1節 患者の対応

①個人的解決

井原地区のスモン患者は、長い間問題を個人的に解決していた。なかでも、患者の1人1人が、スモンであることを隠し、あるいはその事実からのがれる例が多かった。例えば、次の事例1はスモン患者であることを徹底的に隠してきた例である。

事例1

47才の主婦。現在、家には夫と2人きり。父母は元気であるが、別居しており、息子は結婚して独立し、近くの福山市に住んでいる。現在の症状は時々足がしびれる程度で、家業の繊維下請けの仕事も普通にやれる。スモンに罹ったことは、父母、息子夫婦、雇用人(1人)をはじめ、近所の人には誰も知らない。夫のみに知らせてあるだけで、市民病院で薬をもらう時も注意し、人に知られないように工夫した。

他にも、「勤務先にはスモンだということを隠している」、「スモンであることがわかれば、長女の縁談がこわれるだろう」と思い、親戚にも今でも隠してある」、「スモンの会の趣旨はもっともなことであるし入りたいが、周囲にスモンであることが知られるのが恐く入りきれないでいる」等の発言を調査対象の患者の1割弱から聞かされた。^①

次には、事例2, 3などのように人目を避けてひっそり生きるか、あるいは住居や職場を換え、自殺するなど逃避の道をとった患者も少なくない。

事例2

患者発生のパーク(43年から44年)時、一家で三人発病しそのうち1人(44年5月発病)は婚約していたが、挙式寸前まですすんでいた話が後遺症や再発の恐れがあるという理由で、破談となった。今は、当時のことをなるべく知らない人たちのところでということで、一人岡山市で下宿し、前とはちがう職場に勤務している。

事例3

29才の男性。発病は38年、市民病院にかかりその後も治療を続けていたが、症状は割合軽く

時たま腹痛を訴える程度であった。43年8月父親が腹痛をおこし、翌年2月に市民病院でスモンと診断され、本人も看病をかねて一諸に入院する。しかし、自分も病気なので、足の立たない父親のめんどうをみられなくなり、6日目には希望退院し、2人きりで自宅療養をはじめたが、3月10日遺書も残さず自殺。^②

また、縫製工として市内の工場に勤務しているうち発病し、軽快すると同時に郷里に帰ってしまった例(42・43年発病2例)。「59才の女性。43年7月発病。主人とは3年前に死別したが、その跡をついだ息子夫婦からは、のけ者にされ全然交際もなく、1人暮らしを続けている」例等もある。

以上の事例はスモン患者を伝染病患者として忌避し疎外してきた地域社会の実状を反映しているといえよう。

しかし、困難を自分の意志で克服する努力を続ける患者もいる。事例4は、スモンがうつることを今でも気にしながら、卑屈さをとり払って生きている例である。

事例4

68才の女性。42年9月発病。半年間入院しその後3年間通院を続けている。現在でも、家族(6人)とは食事は別にし、食器は熱湯で、便器はクレゾールで消毒するなど気を使っている。身体障害者4級に認定されているが、障害年金は受けておらず、「家の者に養ってもらいより他ない」ため、何とか家業の手伝いをしようと、電話の応答に出るように努めている。

このほか、長期に亘る治療などのために受ける経済的な大きな負担も、患者がただちに解決を迫られる問題であり(第6-1表参照)、事例5、事例6はその典型例である。

事例5

51才の女性。40年6月発病。症状は足がたえずしびれており、長く歩けない。視力は少し低下。足にしびれを感じていても無理して燃糸の仕事をしていたが、腰までしびれがきたので入院。社会保険家族で自己負担が月4万円以上もあり、生活がやっていけないため、やむなく44年11月離婚して生活保護を受けるようになる。^③

事例6

55才の女性。43年7月発病。失明して寝たきりで、夫が身のまわりのこと一切の世話をしている。家族は夫と2人のみで、発病前までは2人とも働いていた。患者は以前市内のミシン工場でアイロンかけの仕事をしており、発病後1年間は社会保険で治療費は支払っていた。現在は、夫が患者の付添いのために勤めをやめ、生活保護を受け、病室が2人の生活の場となっている。^④

第6-1表 スモン病入院患者の医療費の状況(1カ月あたり)

昭和43年11月 井原市民病院

区 種 分 別	医 療 費		医 療 費 外 費 用 負 担	
	患 者 数	患 者 1 人 あ た り 負 担 額	患 者 数	患 者 負 担 額
国 保	9	2 0, 6 8 9 円	2	6, 9 0 0 円
健 保 (本 人)	2 0	2 4 6	5	5, 9 3 4
健 保 (家 族)	5	3 4, 4 1 6	1	5, 0 1 0
医 療 保 護	6	3 0 4	2	3, 6 5 5

②組織化の方向

このように、患者が個人のレベルで問題解決をせざるをえなかった井原地区において、患者の力を結集して組織をつくらうとする気運がみられたのは、43年から44年初めにかけてのことである。これは病院関係者から働きかけを受けたものであったが、入院患者8名が、43年11月1日市長宛に陳情書を出している。その内容は、

- 「① スモン病の原因究明のため研究体制の確立をすみやかにはかられたい。
- ② スモン病患者に医療補助を行なわれたい。
- ③ スモン病患者に身体障害者の適用をされたい。」

となっている。

しかし、患者の組織化はそれ以上にはすすまなかった。その事情について、守る会のメンバーや患者は、症状が不安定なので明日の生命を考える方が先だち、他人のことや将来のことなど考えられなかったこと、スモンと取って代わることによって社会的な疎外に会うのがこわかったこと、若い積極的なリーダーがいなかったことなどのためだと語っていた。

また、44年3月に「スモン病から市民を守る会」(略称、守る会)という市内の民主団体9団体(自治労、全電通、全通、私鉄井笠、全専売、興譲館高職、社会党、共産党、解放同盟)からなる市民組織が結成され、守る会が中心となって患者を組織しようとしたがやはり成功しなかった。上記の病院当局からの働きかけの時と同様の理由に加え、44年2月の厚生省防疫課長の来井以後、井原のスモンが報道されることが多くなり、それが原因で、「新聞に顔写真を出されたため、家族の者が周囲から村八分同様の仕うちを受けた」患者もあらわれる事態となったためである。

ただ、3月の定例市議会で「市職員のスモン患者の扱いが、結核患者なみに」と改正された時には、同じスモン患者であるのに、市職員のみ優遇するとは、と入院患者の一部が反発し、^⑤6月に市議会議長宛に次のような陳情書を提出している。

「……………先般の議会で市職員には特例を設けられた由承りますが、私ども一般市民にも暖かい手をさしのべて下さい。そしてもっともっと研究を深め原因を究明し予防措置や治療対策に努力して下さい。

長い闘病生活しかも視力喪失の重患者はいろいろに事欠き家族の付添いも余儀なくしてもらい物質的にも、精神的にも二重三重の負担をこうむり一家途方にくれています。

加うるに留守家族に対して周囲から暖かい理解が得られず小規模の小売店経営も行き詰まり、あるいは、借家住いのもも家を追われるありさま、ほんとに生きた心地もありません。

「すみずみまで光のあたる、明るい暖かい井原市政を」と声を大にして叫ばれたことばどおり、何とぞ私どもの現状をつぶさにご視察くださいますて、次のことがらをご研究の上十分な対策をしてくださいますよう入院患者並びに付き添い人一同ここからお願いいたします。」

要望事項としては、次の10項目をあげている。

「①原因の究明・予防措置・治療対策、②医療費負担、③結核患者・原爆者並みの取扱いを、④実質的完全看護の実施、⑤身体障害者としての取扱い、⑥留守家族への周囲の暖かい理解を、⑦事業主、他市町村へ保護対策を働きかけること、⑧生活保護の枠を広げること、とくに重患者付き添い者への配慮を、⑨リハビリテーションの設置、⑩市役所職員幹部、市会議員のスモン病患者現況の視察。」

この後、患者の組織的な動きは、46年2、3月頃までみられない。

45年9月のキノホルム原因説の発表は、全国のスモン患者にとり、原因究明を一步前進させ感染説を否定する面では光明であったが、治療を受けているつもりが実はスモンにされている事実を知ったことは反面大きなショックでもあった。その時の気持を患者の1人は、「患者にとっては、原因がウィルスでもキノホルムでもいい。現実にこんな体にされてしまうたのに変わりはないから。しかし、患者は決してモルモットではないはずだ、その意味ではウィルスならまだ諦めもつくが、キノホルムと確定したら誰がこの責任をとってくれるのか……………^⑥」と語っている。

9月26日には、全国スモンの会は緊急に支部代表者会議を開き、キノホルム説が確定したならば訴訟をおこすという線を出している。^⑦

いっぽう「スモンはウィルス感染によるものと思ひ込まされて^⑧きた井原の患者のなかにも、少数ではあるが、キノホルム説に注目する者が出てくる。46年1月頃には、島田にキノホルムのことを尋ね「キノホルムをのんだから生命をおとさずに済んだのだ」と説明されたことを批判的に報告する患者も出てきて、その認識は高まりをみせる。3月初めのNHK番組「この人に聞く」の中で、「スモン患者の場合、キノホルムを局方に定める規準量(0.6μ)より、2倍も3倍も使っており、医師の無知、不勉強からスモンはひきおこされた」という指摘があったことも、「それがNHKの放送で流されたものだけに、大ごとである^⑨」といわれる程の影響力を井原のスモン患者に与え、この後、井原での患者組織結成の動きは強まる。井原スモンの会の 会長によると、会結成のいきさつは、

「NHK放送のことで、院内の薬剤師に質問し、『市民病院でもキノホルムは使っていたし、最高3ヶ月は使ったと思う』という返事を得て、病院での投薬状況を洗い直すため、ひとまずキノホルムに関する情報を可能な限り集めようと思い、入院患者の一部に話したら、個人でやるより組織をつくった方が我々が救われる第一歩になるのではないかという意見が出され、3月末に準備会が開かれた^⑩」
ということである。こうして入院患者を中心に4月1日に、「井原スモンの会」が発足した。結成の目的は、同会の規則によれば、「患者同志励まし合いつつスモン患者の福祉の増進をはかる」とされている。

4月24日会員の拡充のため、外来患者への呼びかけを行なおうと、病院事務局に入会勧誘のビラの掲示を申し入れ、病院事務長より断われている。拒否の理由につき、病院事務長は、「市民の間に、スモン病の不安がなくなり、入院・外来患者が少しずつふえて病院経営面に明るさを取りもどしているときだけに、再び市民に不安をいだかせるようなビラ張りは許可しなかった^⑪」と、述べた。この件について患者は、「病院経営上それしょうがない^⑫と諦めるいっぽう、市民病院では「経営中心の患者不在の医療が行われている^⑬」のではないかと強く意識することにもなった。しかし、「病院とけんかするなど、むだなマサツを起こしたくない^⑭」「あまりやると病院と患者の間にミゾが出来る^⑮」ということで患者はビラの院内掲示については譲歩した。会の発足早々に障害に出会ったが、ビラの呼びかけがダメならばと、患者ひとりひとりが記憶をたどって、患者の名簿をつくり、これをもとにして個別に加入の話し合いを進め、46年7月15日現在、90名の会員を集めている。会の発足後全国スモンの会本部、各支部と連絡をとるなかで、スモン研究の進み具合、特に岡大第一内科の研究の占める位置をより明確に知るようになり、急速に問題の本質に対する理解を深めている。たとえば、5月28日全国スモンの会々員2名が、国・製薬会社・医療機関・医師を相手どって、損害賠償の訴訟に踏みきった件について、井原の入院患者のほとんどが、勇気ある行為であり、患者の真の救済につながる一つのでだてであると受けとめているのである^⑯。

スモンの会々員2名による提訴から、約20日過ぎた6月16日、「問題の核心をついた^⑰」と現地の患者が評価する新聞記事(朝日「井原のスモンもキノホルム中毒によるもの」)が出た。記事の内容は患者の抱いていたいくつかの疑問を解くものであり、また記事の出た以後病院内の医師は、「患者はキノホルムに関心があるだろうが、それ程多くは使っていない」と患者に説明している^⑱。これは病院側に対する患者の疑惑をますます深めさせ、井原の実態を調べる調査団の派遣を強く希望した井原スモンの会がスモン調査研究協議会々長宛に6月25日付で陳情書を提出することになる。

「私達は岡山県井原市井原市民病院に入院または通院しているスモン患者です。この地方は全国でも多発地帯として知られていますが、当初腹部症状に始まり入院後腹部症状がおさまる頃から下半身が麻痺し数週間で視力障害を起し二カ月から六カ月位で失明死亡の最悪のケースをたどっています。軽症者は勿論のこと重症者といえども入院の際には自分の生来の足で歩いて入院しました。しかし入院後急激に悪化しその日々の苦痛と恐怖感とは全く筆舌では言い尽くし得ないものがありました。こうして死亡、自殺、離婚、貧困、社会疎外等多くの問題を誘発しました。全くこの一つ一つが血涙をも

って語らねばならない悲惨極まりない現象を呈しました。帰らぬ人となった親、我が子の名を呼び叫ぶ強泣が私達の耳に鮮明に甦って今も戦慄を覚えます。

昨年9月キノホルムの使用中止が発表されました。私達の病院では早くからビールスによる感染説が主張されていて医師を信頼する私達には半信半疑でいました。

かって緑の舌苔が現われたり緑便が出たのはキノホルム服用のためと知り、緑便は消化不良と診断された過去に疑惑を覚え、更にキノホルムの副作用で神経症状が出ることがわかりました。たまたま当病院でキノホルムの基準量をこえた大量を服用していたことが知れ、医師がこの位のまなければ腹部症状はおさまらないといったことが明らかになりキノホルムへの疑惑が一層深まりました。

ある未亡人は夫の死亡原因等を明らかにする約束で解剖されましたが2年半後の今日まで何の沙汰もないと憤激していました。不審が更に増してカルテの閲覧を願いましたが不可能でした。

私達は神経症状の発生前後に、どの位のキノホルムを服用したのか知りたいし、これなくして只ビールスを信じることは出来ません。私達の中には一生立ちあがることの出来ない身体になっている者も多いのです。私達は心身ともに苦痛を感じます。

論争の場だけでなく実際に私達の症状を公開して1人でも多く各方面の医師に見て戴いて研究していただきたいと思います。

1日も早く医療災害の実態を調査する為に当地に調査団を派遣して下さい。私達も進んで協力します。

ここに連署し陳情致します。

4 6. 6. 2 5 井原スモンの会」

陳情書を提出後、井原スモンの会の活動はさらに急激な高まりをみせたが、それを以下に列記しておきたい。

7月3日 病院々長宛に「(1)カルテの閲覧、(2)原因が明らかにされ、問題が解決されるまでのカルテの保存」を要望する。

同 4日 全国スモンの会代表と井原での第2次訴訟について検討する。

同 6日 院長より、カルテ閲覧。保存について患者の要望にこたえたい旨の回答書を受けとる。

同 12日 保社グループ調査にあたって、守る会と連帯し全面的に協力することを申し入れる。

同 17, 18日 社医研に出席し、井原の患者の現状を訴え、全国スモンの会岡山支部結成問題につき、県内の患者と検討する。

同 21日 第2次スモン訴訟として、井原の患者2名が、国・製薬会社・高木医師および岡大第一

内科 教授・ 助教授を相手どり総額1億円の慰謝料請求の訴えを東京地裁におこす。

〔文献及び注〕

①保健社会学班、2月の調査結果より。調査対象患者78名のうち、7名が類似の発言をしている。

②山陽新聞 44. 3.11

公明新聞 45. 6.23

③スモン調査研究協議会研究報告書, 昭和45年度疫学班保健社会学部会研究報告

④同 上

⑤市議会議事録 44. 3.13

「市のほうは職員だけに非常にそういう優遇をすると、実際困っている患者が一般市民はたくさんいるのに(中略)入院患者の中に元気な血の気の多い人がおってもう市長をリコールするというふうなとんでもないこと………」

⑥ 談

⑦サンケイ新聞 45. 9.27

読売新聞 45. 9.27

⑧ 談

⑨同 上

⑩同 上

⑪中国新聞 46. 4.28

⑫⑬25名の入院患者のほとんどが類似の受けとめ方をしている。(46.7調査)

⑭ 談

⑮25名の入院患者のうち、「わからない」、「知らない」を答えた6名以外は「支持する」、「当然のことであり、勇気ある行為だ」として訴訟問題につき意見を述べている。(46.7調査)

⑯ 他談。

⑰ 談。

第2節 「守る会」の結成とその活動

スモン患者やその家族が集まり、組織の力で、問題解決にあたらうとする動きは42年頃から全国各地に見られ、44年11月にはそれらの動きを結集して全国スモンの会が結成されたが、前節で触れたように井原の患者組織の結成は全国的にみると遅い方である。

いっぽう、スモン患者を支えていこうとする市民の運動は、比較的早い時期に自発的な運動として起きてきた。その意味では、全国的にみても、極めて数少ない例の1つである。それは、以下に記す「スモン病から市民を守る会」(略称「守る会」)を中心とする動きである。

この節では、原因不明の段階で、地域の医療機関、その上に立つ大学医学部の医局が感染説をうち出し、行政体もまた、その観点から数々の対策をとってきたなかで、地域住民が、スモンもしくはその患者にどのような対応をしてきたか、また今後どうしようとしているのかを、「守る会」の動きを

中心にみていきたい。

①市職労組の動き

井原地区がその社会構造からして市民の運動などをすすめるには障害の多過ぎるところであることは第4, 5章で触れてきたが、「守る会」の運動にもそれは終始つきまとっている。

スモンが一般市民の意識にのぼるのは42年頃からであるが、それ以前には、地域の情報が比較的入りやすいと思われる市内高校教師の間でも「スモンという病気がある」^①ぐらいのものであった。しかし、42, 43年と患者発生数が増加するにつれ、市民の間にスモンのことを見聞きする機会が増し、奇病として話題になり、様々な風説が乱れとぶようになる。これをしずめる意味を含め、市民病院院長がウィルス感染説の立場に立って書いた「いわゆるスモン病について」というパンフが井原地区の各戸に配布される。しかし、このパンフもさして効果はなく、それどころか前に指摘したように、むしろ以前から市民の間でささやかかれていた「スモンはうつる」という恐怖に油をそそぐようなものになった。そして、43年から44年初めにかけて、患者発生数がピークに達し市職員から17名（うち病院職員10名）の患者を出し、また家族親戚からの発病でスモンと直接的・間接的にかかわり合いを持つ時期に至ると自治体労働者の中に組織活動を通してスモンをとりあげる必要性が意識されるようになる。^②殊にそれは病院職員にとって強く、彼らが中心となって自治労井原支部は44年2月3日次のような要求書を市長宛に出している。

「当地方に発生しているスモン病は関係機関において調査研究されているところであります。しかし、いまだ具体的結論に至らず地域住民は不安な毎日をすごしています。とりわけ市民病院職員をはじめ、すべての職員の精神的負担ははかりしれないものがあります。以上の点からつぎのことを要求します。

- (1) 早期医学的究明のため最大限の援助と対策を講じること。
- (2) 環境整備に万全を期すこと。
- (3) 病気休暇による昇給延伸、休職について特例を設けること。
- (4) 職員の補充、増員により疲労の軽減をはかること。
- (5) 病院職員に対して特殊勤務手当を新設すること。
- (6) 衛生関係職員の特殊勤務手当を新設、増額すること。」（傍点引用者）

この要求書から、44年2月当時病院職員がスモン感染に如何に過敏になっているかが伺えるであろう。そのころ看護婦が大幅に減少していることは当時の病院内職員の動揺ぶりを示すものといわれている。⁽³⁾ それはさらに病院事務長が書いた次の文章からも伺える。

「……同僚のK君が発病し、I君が入院しました。K君は倉惶として幽冥の旅に立つという悲しいことになりました。あいついでF君とI, Y君が発病しました。『スモン病がうつるものなら僕が一番に罹るはずだ』という高言を否定するかのよう……看護婦さんをはじめ職員の皆さんが、不安のどん底につき落されたのです。『市民病院に行けばスモン病がうつる』という悪名のなかで、いわゆる四面楚歌というべき孤独感におそわれました。……」^④

自治労の要求書の、第(3)、(5)項目については、2月5日の団交を経て、3月13日の定例市議会の議決をみて、具体化される。

他の市民の対応はどうであったかという点、44年ごろに、婦人会で募金活動をする動きが少しみられた他には、患者を支援する動きは、まずなかったようである。それどころか、第4章でも触れたような、市内企業家によるスモンを迷惑視する動きがつよくなり、この傾向が、農家や一般市民にも広まっていったのである。^⑤

こうした中で、自治労だけは、積極的な問題解決の努力を続けている。

②「守る会」の結成

自治労井原支部は、問題を重視して単に組合内部だけのものにとどめず、井原地区労働組合協議会に提案し、地区労の名で市内の民主団体に呼びかけを行い、44年3月15日「スモン病から市民を守る会」を結成するのである。市内の民主団体（自治労、全電通、全通、私鉄井笠、全専売、社会党、共産党、解放同盟、興譲館高職）、約800人で構成し、その目的を次のようなものとしている。^⑥

「(1)医学的究明のため行政機関に対する運動、(2)医療費の国・県・市の負担を要求する、(3)患者とその家族を激励する、(4)環境の整備（飲料水、下水道など）の要求」

の4項目をあげ、当面の運動として、

「(1)会員を拡め全市民運動とする、(2)患者とその家族をはげます、(3)患者の組織化、(4)行政機関に対する働きかけ、(5)厚生大臣などに対する手紙運動、(6)患者のアンケート、(7)患者の声を全市民へ」。

結成当初、街頭で市民へ同会への参加を呼びかけ、カンパ活動等を行ったり、9月市内及び周辺部の事業所に対し、「(1)労働環境の整備と健康管理、(2)スモン病に対する休職期間の延長と休業補償の充実、(3)政府及び関係自治体に対して救済方を要請する^⑦」よう申し入れを行なっている。また、44年3月自治研岡山集会、6月同全国集会でも、自治労井原支部はスモンをとりあげ、各地の自治体労働者に呼びかけ、「スモン病の原因究明と患者への援助を実行するように、厚生省に求める^⑧」ことを申し合わせた。

しかし、前節で述べたように、この時期「患者の立ち上がり、種々の理由から見られなかったことが大きな障害となって」^⑨、当初の目的にそった患者支援の活動にまで高めることができず、入院患者の励ましに病院を訪れるのが精一杯のことになってしまう。

45年9月キノホルム説が出された頃も、そのような状況は続き、とりたてて新たな運動を展開する迄に至らなかった。すなわち、「市井のかたすみで難儀な生活を送っている」^⑩入院患者を見舞うだけで「スモンはなくなったの声が強くなった」^⑪市民の間にまで運動は拡げられなかった。しかし、46年4月患者が主体的に上がり、組織を結成するに至ると停滞気味であった守る会の運動は生気をとりもどしてくる。前述のピラ事件のときには、病院事務局と交渉するからと患者の会に協力を申し入れたり、キノホルムとスモンの関係を突きとめるのが患者の要望の1つと知ると、カルテ保存・閲覧、それにスモン調査団派遣要請の運動を展開し、あるいは患者の会の助成金獲得運動をするなど、患者

の意志を尊重しつつ、患者とともに動く方向を明確に示しつつある。

患者自身の要求にもとづいて結成された患者組織の「井原スモンの会」と、患者の気持を汲みとって、彼らに寄り添いつつ、きめの細かい協力をする「守る会」とは、こうして、現在、井原地区のスモンを解決する上でなくてはならない存在となっている。井原地区のスモンの原因究明がなされたとき、日本全体のスモンの原因究明も、ほぼ、めどがつくのであるから、「井原スモンの会」と「守る会」に課せられた課題と各方面から寄せられる期待とはきわめて大きいのである。

〔文献及び注〕

①井原高校：「スモン病について」44.9.

② 談。

③井原市、陳情書（スモン病の医療施設等国費負担に関する陳情）44. 8.25

「（井原市民病院の現況と要望）

市民病院では、常時47人の看護婦、准看護婦を確保していましたが、スモン病の不安感から本年（44年）3月以来6人が退職し、これに対して1人補充し得たのみで、他は未補充であります。さらに、看護婦5人がスモン病に犯され1人死亡、4人は療養中でありまして看護婦の充足は急を要するのでありますが、困難の状態であります。したがって、看護婦不足から4病棟の内一部を閉鎖せねばならぬ事態に立ち至っております。」

④井原市役所企画課；庁内だより「声」、スモン病アレルギー 病院事務長 44. 4. 1

⑤山陽新聞 44.9.4、45.7.4

中国新聞 44. 9.23。

ニュー井原 44. 7.21。

⑥中国新聞 44. 3. 3。

⑦自治労井原市部；資料「スモン病から市民を守るために」44. 3

守る会機関紙「スモンの橋」第1号

⑧朝日新聞 44. 6.13

⑨ 談

⑩同 上

⑪ 談。

あ と が き

われわれが実施したこの調査は、井原市長が、今回の調査は受け入れられないという強い態度を表明する中で行なわれた。市長がこういう態度をとったのは、1971年6月16日の朝日新聞に、井原地区のスモンは、従来、岡山大学などが主張していたウィルス感染によるものではなく、井原市民病院において多量のキノホルムが使用されたために発生したという新聞社自身の調査記事が掲載され、そこに、保健社会学部会の発言などが引用されていたことから、保健社会学部会は朝日新聞と結びついて地示を騒がすものと判断したためである。しかし、われわれは予定通りに調査をすすめた。それは、第一に、われわれは、井原市長が指摘するような行為をしておらず、また、現地の患者をはじめ、患者を守る市民たちが、われわれの調査の実施を強く望んでスモン調査研究協議会会長あてに陳情書を提出しており、市長の態度は、スモンの被害者であるこうした人々の声に反するものと考えたからである。われわれは、また、調査を予定通り進めることが、停滞しはじめたように見えるスモン対策を促進する上で有用であり、われわれに実行する機会があるにもかかわらずそれを避けるのは、協議会の協力者としてもあやまったことだと考えたのである。

ところで、本報告書の中で、われわれは、井原地区スモンの社会的側面を分析した。それは、まず、井原地区スモンの多発は井原市民病院におけるスモン多発であると思われることである。井原市民病院は昭和38年に開設されてからはこの地方で最大の公立病院ということで患者をひきつけたが、スモンについての医学界での関心が高まる中で、こうして集まった多くの患者のうち腹部症状を示すものをスモンと「早期診断」、早期隔離し、キノホルムを長期大量のませるという治療方針をとった。

そして、つぎに井原市民病院が、このような治療方針をとったことと複雑にからむ形で、岡山大学医学部第一内科がかかわる。中でも、1973年10月から井原市民病院との関係をつよめていたことと、スモン・ウィルス説を一貫してとっていたことが、深く関連することは、数多くの学会発表や論文からよみとれることであった。さらに、そのつぎには、感染説の論拠がほとんどくずされつつある現段階において、岡大医学部の他教室が感染説に対し、かげの批判は行ないながらも正面切ったの批判を行なわないでいることも問題解決をおくらせている大きな要因の一つである。

こうした医師たちの問題点のほかに、井原市当局をはじめとする各種行政体の問題点もある。井原市は、感染説のころは市長の精力的な陳情によって政府の対策が動かされるほどに積極的な対応をしていたのだが、キノホルム説が出てからは、その動きはとまり、むしろ、キノホルム説をおさえることに力を注いでいるようにみられる。それは岡大第一内科の主張する感染説を否定することにより、市民病院へ医師が派遣されなくなることもからんでいるとみられ、同大学が、現在も井原のスモン対策に強い影響力をもっていることを示す。

最後に、政府の対策も、委託したスモン調査研究協議会が、キノホルム説が出た以後、原因究明に最も必要と思われる井原地区のスモン調査について非常にためらいを示すなど、停滞しているように

みえる。しかし、岡大の研究者の体面を尊重してスモン調査研究協議会（その構成員のほとんどが医師である）が原因究明をおくらせ、あるいはあいまいにすることは、スモン患者が直接的には医師によって作り出されたとみなされるだけに、二重の意味において加害的であるといえよう。

そのことを何よりもよく知っている患者たちは、井原地区でもそうであるが、組織をつくって研究者に、医療機関に、そして行政体に、問題解決に努力するよう要請を続けている。この声に早急にこたえることが、研究者にとっても、医療関係者にとっても、行政体にとっても必要なことである。どのようにこたえたらよいかを考える素材を、この報告書は提供したつもりなのである。

1971. 9. 16

報告者代表

飯島伸子